

社会の活力と創造的な発展をつくりだす劇場法（仮称）の提言

実演芸術の創造、公演、普及を促進し社会に活力をもたらす拠点の形成を

社団法人日本芸能実演家団体協議会

私たち、俳優、歌手、演奏家、舞踊家、演芸家、制作者、スタッフなど演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能など実演芸術に関わる団体によって構成する社団法人日本芸能実演家団体協議会は、文化芸術の発展と平和でより豊かな社会の実現を希求し、多年にわたり芸能振興に関わる諸活動を意欲的に展開してきました。

2009年、社会、経済環境の厳しい中でもこそ、我が国の人々がよりよく生き、地域社会の創造性を培い、活力をもたらし、豊かな社会・経済の発展を図るため、中長期の展望をもって、全国的に実演芸術の創造、参加、鑑賞の機会づくりを促進する拠点を整備し、優れた文化芸術環境のある地域をつくりだすことが必要だと考えます。具体的には実演芸術の専門家が配置された劇場・音楽堂等を整備する「社会の活力と創造的な発展をつくりだす実演芸術の創造、公演、普及を促進する拠点を整備する法律」（仮称：劇場法）の制定を提案いたします。

実演芸術活動を担う者、団体は、人々の芸術の鑑賞、参加の充実を進めることを共通の目的に、劇場・音楽堂と連携し、文化芸術振興基本法の理念を具現化するために貢献する所存です。

劇場は地域とのかかわりの中で成立する公共的な機関

劇場は、人々と演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能などの実演芸術との出会いを創り出す文化芸術機関である。多様な実演芸術は人々に新たな価値をもたらし、創造性を涵養し、人と人とのコミュニケーションを促し、生きる力を育むものである。不断に続けられる企画、創造、制作、公演、体験、教育、普及の活動は、劇場をとりまく社会との密接なつながりを通し、文化的のみならず経済的、社会的に重要な価値をもたらしている。その価値は直接享受者の負担による市場経済に委ねるだけではなく、公共財として国、地方公共団体、民間など社会全体が育てるものであり、それが社会の豊かな発展につながるとの認識が世界的に確立している。

国民の鑑賞・参加の機会には地域、教育等の要因により格差がある

しかし、実演芸術の創造、公演が行われる場が東京を中心とする大都市圏に偏在し、人々の実演芸術の鑑賞、体験、参加の機会には地域的な格差が存在し、かつ人々の参加行動は家庭環境、教育、芸術体験歴などの要因に大きく左右されることが明らかになっている。

特に俳優、音楽家、舞踊家、演芸家などの実演芸術に携わる実演家やスタッフ、劇団、オーケストラ、音楽集団、舞踊団などの芸術団体が東京に集中していることの影響が大きく、また、大都市圏においても実演芸術の鑑賞、体験、参加の行動格差は広く存在している。

多様な公立文化施設、役割により分化

地方公共団体は、実演芸術の社会的な価値に注目し、地域に実演芸術の上演が可能な設備を持つ多くの公立文化施設をこれまで建設してきた。その数は2000施設あまりにのぼり、嚆矢は大阪の中之島公会堂、東京の日比谷公会堂といわれるが、そのほとんどは住民の集会施設を想定し、地域の文化活動、講演会などの貸館利用と住民への実演芸術の鑑賞機会の提供が中心となる多目的の市民会館、文化会館を生み出した。その後80年代ごろからは音楽や演劇など専門施設が設置され多様化し、そして現在、一口に公立文化施設と言っても施設設置の目的・事業は、さまざまな内容で予算規模も大きく異なるものが併存している。この内容には、実演芸術の創造を重視、実演芸術の鑑賞機会提供を重視、住民の文化活動を重視、施設の貸与を重視する方向性があり、簡単に区分けすることが困難な状況にある。

文化芸術振興基本法の制定を契機に劇場・音楽堂の充実へ

2001年、国は文化芸術の振興についての基本理念を定め、国および地方公共団体の責務を明らかにした「文化芸術振興基本法」を制定した。第25条には劇場・音楽堂の充実を図るための支援が規定され、それに基づく「文化芸術の振興に関する基本方針」には劇場・音楽堂等の「法的基盤の整備」が謳われた。文化庁予算も増加が図られ、公立文化施設等の主催事業への重点支援を行う芸術拠点形成事業が開始された。

一方で地方公共団体では市町村合併、財政難による文化予算の削減が進行し、指定管理者制度の導入はさらなる予算減に拍車をかけ、公立文化施設の文化事業実施館の減少を招くまでに至っている。

第二次「文化芸術の振興に関する基本方針」の実現に戦略的な道筋

2007年、第二次「文化芸術の振興に関する基本方針」が閣議決定されたが、その中で6つの重点事項が定められている。文化芸術振興施策の目標として「地域文化の振興」、「子どもの芸術活動の充実」、「日本文化の発信、国際交流」、「文化財の保存及び活用」、「文化芸術を担う人材の育成」を挙げ、「戦略的な支援」を行うとしている。さらに劇場・音楽堂等の充実の項にはこれまでの活性化のための「法的基盤整備」加えて「芸術家やアートマネジメント担当者、舞台技術者等の配置の支援」、「活動が適切かつ安全に行われるよう」環境の整備を図ると明記されている。

まさに5つの文化芸術振興重点施策を実現する実演芸術分野の有力な主体として「劇場・音楽堂」を「戦略的な支援」の対象とすべき道筋が見いだせる。

実演芸術の振興に重要な役割を果たす「劇場・音楽堂」の方向性

では、この主体がさらなる実演芸術の振興を進めていくのに何が必要なのであろうか。

目的・事業を明確に

①地方公共団体の設置する「公の施設」の一領域である公立文化施設の内、美術館・博物館、図書館は法律で目的・事業が明示されている。しかし実演芸術の公演設備を有する「公の施設」である市民会館、文化会館、芸術館など様々な名称で呼ばれている公立文化施設のほとんどは実演芸術の公演だけでなく集会施設としての目的を併せ持つなど、その事業も多種多様であり、国民の間ではこれらの公立文化施設が実演芸術の創造、公演、普及、教育の機関としての重要な役割を担っていることへの理解や認識が乏しく、このことが実演芸術の振興発展を阻害する一因にもなっている。このため国が先導的に、「劇場・音楽堂」の目的や機能を明確に示すことによって、公立文化施設が実演芸術の振興に果たしている役割の強化につながると考えられる。

◆「劇場・音楽堂」は、実演芸術の創造、公演、普及、教育など具体的な目的・事業を行う組織と施設であることを国は明確にする必要がある。

専門人材の配置が必須

②実演芸術の創造、公演、普及、教育のための事業を企画、実施、運営する専門人材の配置が貧弱である。事業の展開よりも施設貸与を中心に設置されているため、設置した地方公共団体の職員のローテーション人事が主体であったため、文化芸術に関する専門知識、能力が必要な創造的な事業を行うのに十分な専門人材が配置されていない。

◆専門人材は、行政職ではなく広く実演芸術界等から人材を求め、かつ育成し、配置する必要がある。芸術団体との連携も含め、文化芸術を涵養する専門人材の全国的な雇用創出である。

地域経済の活性化の好循環を

③地方公共団体の財政難、指定管理者制度導入による経費削減が進み、地方公共団体からの文化予算が減少している。

◆専門人材の配置により、魅力的な企画立案、入場者・入場料収入の増加、民間支援の獲得などの経営努力を図り事業の充実を進める。そのために地方公共団体だけでなく国の予算による支援を拡大する必要がある。文化芸術事業は、一時的な公共事業ではなく好循環をつくりだすための継続的な公共投資であり、文化芸術を媒介として地域社会の革新と共同体の形成、豊かな

発展を図るものである。

◆全国的な「劇場・音楽堂」の整備は、経済面からみると、雇用創出と生き甲斐を味わう活動による内需の自律的な拡大を進めるものであり、長年の我が国の課題である内需型の経済構造への転換の一端を担うものともなる。

「劇場・音楽堂」は単なる「公の施設」ではなく事業体

総務省は『平成20年度の地方財政の運営について』のなかで、指定管理者の選定の際、公共サービスの水準確保の観点が必要で、経費削減に偏りがちな傾向に警鐘をならしている。さらに財団法人地域創造は、公共ホール等の文化施設は他の「公の施設」と異なり指定管理者制度の導入にあたり1)経費削減への偏重、2)事業の継続性、柔軟性への影響、3)地域とのつながりやネットワークの蓄積・継承への影響、4)人材の雇用・育成への懸念、などの問題を指摘している。

公立文化施設は実演芸術の公演設備を有する「公の施設」としての法的な根拠だけでは不十分であり、公立文化施設を特定の公の目的に継続的に供用される人的手段及び物的施設の総合体(営造物)、すなわち劇場・音楽堂事業体として位置づける必要がある。

地域を主体に社会全体で重層的に支える「劇場・音楽堂」

このような状況のなか、国は、実演芸術分野の振興が社会の活力と創造性を高めるために重要な要素であることを認識し、全国的な視点に立ち中長期的な展望を持って、「地域のイニシアチブ」を重視しつつ連携し、多様な創造力、鑑賞、参加の場を地域に創り出すために、文化芸術振興基本法の理念と基本方針の実現に向け、戦略的に関与する時にきていると考える。この課題は文化庁だけのものではなく政府、地方公共団体あげて取り組むべき21世紀の国づくりの課題である。

地方分権改革で国の法律により自治事務等を制限するような規定の見直しが検討されている。この課題は重いが、劇場が成熟しているヨーロッパ諸国では地方政府が設置した劇場へ中央政府が重層的に支援をしているのがほとんどであり、寄附金税制を整えているアメリカでさえ非営利劇場へ連邦、州、郡、市が重層的に支援している。芸術の持つ地域性と世界性の特徴を配慮した制度をつくりあげている。

国と地方公共団体の協働と専門家の参加

今、求められることは、地域住民の生活の質の向上、新たな価値の創造、社会の豊かな発展、芸術の国際交流と貢献にとって、実演芸術の創造と体験の場の形成が不可欠であると認識し、「劇場・音楽堂」たる文化施設を設置し、運営している地方公共団体と国との協働を創り出すことである。

それには実演芸術に関わる専門家、組織が積極的に関わり、連携し、自らの創造力を高め発揮し、人々の豊かな生活と文化芸術の発展に貢献することが必須である。

公立文化施設から「劇場・音楽堂」を生み出す法律の制定を

社会の活力と創造的な発展を図ることを目的に、全国の多様な公立文化施設のなかから実演芸術の創造、公演、普及、教育などの機能を備えた実演芸術の専門家が参加する機関として「劇場・音楽堂」を育て、そこを拠点として質の高い実演芸術の創造と公演を行い、国民が実演芸術を享

受する機会を飛躍的に広げるとともに、地域の経済や社会に創造的な活力を及ぼすことができるよう、「劇場・音楽堂」を全国に形成する法律を制定することを提案する。

法律の名称は、「社会の活力と創造的な発展をつくりだす実演芸術の創造、公演、普及を促進する拠点を整備する法律」（仮称：劇場法）とし、拠点となる公共的な責務を担う「劇場・音楽堂」の全国的な整備と連携する実演芸術団体への支援のあり方の見直しをも図るものとする。「劇場・音楽堂」の理念・目的、事業、組織と専門人材、予算などの運営体制を確固たるものにする事によって実演芸術分野における文化芸術振興の核を育て、その活動が、実演芸術に関わる専門家、組織、その他の公立文化施設にも影響を与え、全国的に波及することを狙い、より効果的な政策の実現を図る内容とする。

■劇場法（仮称）に定める主な内容

法律の目的：

演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能など実演芸術の専門家、団体の育成および拠点となる劇場・音楽堂等を整備することを通し、実演芸術の創造、公演、普及、育成の活動を促進し、国民が実演芸術に鑑賞、参加する機会の拡大を図り、文化芸術による我が国の社会の活力と創造的な発展をつくりだすことを目的とする。

劇場・音楽堂の定義：

劇場・音楽堂は、演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能など実演芸術の研究、創造、公演、普及、育成を行い、国民の鑑賞、参加の機会をつくりだし、その創造性、文化的教養に資する事業を行う文化芸術の発展に寄与する機関とする。

事業：

- ・実演芸術の研究、創造と公演の実施
- ・実演芸術による教育と普及、育成
- ・実演芸術の専門人材の育成
- ・実演芸術による地域文化の涵養

専門人材の配置：

実演芸術の特性と劇場・音楽堂機構の特殊性に鑑み、以下の責任者を配置するとともに必要な芸術家及び職員を置き、事業の実施および安全管理体制を整備する。

経営責任者（事業計画・予算の策定と事業実施など経営責任）

芸術責任者（芸術事業方針とプログラムの作成と実現）

技術責任者（芸術プログラム実現と安全確保）

また、劇場・音楽堂組織体制をつくるために以下の留意が必要である。

- ・安全確保のため「劇場等演出空間運用及び安全ガイドライン」に基づく体制づくり
- ・充実した事業実施のため、施設の優先使用を含む芸術団体との連携協定を可能とする手当。

国の協働・認定：

国は、劇場・音楽堂が実演芸術の研究、創造、公演、鑑賞、普及、育成を行うに当たって、専門人材の配置など必要な一定の要件を定め、それに基づく実演芸術振興計画を実施する公立文化施設を認定する。

支援：

国は、実演芸術の研究、創造、公演、鑑賞、普及、育成事業および専門人材の配置を対象に一定額の支援を行う。

劇場・音楽堂事業体と施設の関係：

劇場・音楽堂は、社会の文化芸術資源を掘り起こし、専門情報を蓄積し、内外との専門ネットワークを構築し、実演芸術に関わる事業を実施する組織である。そのため、企画の長期的視点、事業の継続性、人材やノウハウの蓄積を求められる組織であり、施設の指定管理契約は長期間であることを要し、期限を区切らないことも可能とすることを考慮すべきである。

また、公共的な責任を負う組織であり非営利であることが必要である。

以上